

中央大学学員会
流山白門会支部会則

第1条 (名称)

本会は中央大学学員会流山白門会支部と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は、流山市に置く。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を深め、また母校中央大学の発展に貢献することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 会員の親睦に関すること。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第5条 (会員の資格)

本会は中央大学卒業生を対象とし、流山市とその隣接市に居住する者とする。

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 幹事長 1名
4. 事務局長 1名
5. 事務局次長 1名
6. 幹事 15名以内
7. 監事 1名

第7条 (役員選任)

役員は、会員の互選により総会で選出する。

第8条 (役員の職務権限)

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事長は、幹事会を代表し、会長・副会長と相互に協力しながら会務を執行する。
4. 事務局長・次長は、会の事務を統括する。
5. 幹事は幹事会において、本会の運営について審議する。
6. 監事は会計を監査する。

第9条 (役員の任期)

役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第10条 (総会及び役員会)

1. 総会は、毎年1回会長が招集して、この会の重要事項を審議する。但し、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
2. 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

第11条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第12条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付、その他の収入をもって充てる。

第13条 (会則の変更)

本会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

流山白門会役員名簿

会長	高橋 洋	S42 法
副会長	安田英雄	S35 商
副会長	三船 巧	S38 法
幹事長	伊藤正敏	S43 商
事務局長	杉野和夫	S44 経
事務局次長	添野 守	S44 理工
会計	武田淳二	H 2 商
会計監事	嶋田春夫	S51 法
広報 (H・P)	黒岩 努	H 3 経
組織拡充 (女性担当)	藤本陽子	H12 商
(若手担当)	大石真人	H14 法
顧問	中 正男	S29 法
顧問	秋元浩司	S31 商
顧問	岩佐直正	S33 法
顧問	大森清司	S35 法
顧問	蓮見昌世	S36 法
顧問	鈴木昭夫	S39 文